

令和6年第11回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和6年11月20日（水） 午後3時00分から午後4時20分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 古城 一
二番委員 岡田 史絵
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼教育総務課長	安東 英児
教育部次長兼社会教育課長	足立 美乃里
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
学校教育課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小野 里香
教育総務課参事	中山 英人

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子
教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

(教議第70号) 令和6年度12月補正予算について

(教議第71号) 大分市立学校職員の分限に関する条例及び大分市立学校職員の給与に関する条例

(教議第72号) 大分市美術館条例の一部改正について

(教報議第17号) 令和7年度当初予算要求について

(教議第 7 3 号) 大分市立学校管理規則の一部改正について

(教議第 7 4 号) 大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(教議第 7 5 号) 教育財産の取得の計画について

(教議第 7 6 号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

①令和 7 年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について

②大分市教育ビジョンの策定について

③文部科学省「令和 5 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

④大分市立中学校部活動地域移行検討委員会について

⑤大分市生涯学習推進計画（第四次）の素案について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和 6 年第 1 1 回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後 3 時 0 0 分 開会)

教育長

傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

教育長

それでは、会議に先立ち署名委員を三番委員、四番委員にお願いします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第 7 0 号「令和 6 年度 1 2 月補正予算について」から教報議第 1 7 号「令和 7 年度当初予算要求について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第 7 0 号から教報議第 1 7 号までの 4 議案の議案審議は秘密会とします。

残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第73号「大分市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第73号「大分市立学校管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、学校の夏季休業日を5日間延長して7月21日から8月31日までとし、2学期の始業を9月1日にしようとするにつきまして、大分市立学校管理規則の改正を行おうとするものでございます。

夏季休業日の変更につきましては、平成29年度に現行の8月24日までとする改正を行っておりますが、当時は、学習指導要領の改訂に伴い、小学校中学年と高学年における授業数の増加などを背景とする標準授業時数の確保のため、夏季休業日を短縮いたしました。

今回の改正の理由についてでございますが、近年の夏の気温の上昇とその期間が長くなっていることに伴い、熱中症事故防止に関して児童生徒の健康を一層確保するとともに、夏休みの延長、2学期の短縮により、年間の授業日数を調整し、児童生徒が学校生活だけでなく、家庭生活にもゆとりがもてるように配慮いたしました。これらは、現在、本市が進めている不登校の未然防止にも一層つながるものと考えております。また、働き方改革の観点から教職員がゆとりをもって2学期を迎えられるようにするためでございます。

今年度、幼保小及び小中の円滑な接続を行うことを目的として、学期始めの授業時数を削減し、4時間または5時間授業とするなどスロースタート期間を設定した学校からは、児童生徒がゆとりをもって学校生活に送れたことで、不登校児童生徒数の削減につながったとの報告も受けております。今後もスロースタート期間の設定は有効であると考えており、夏季休業日を延長した場合でも、計算上は標準授業時数を上回ることが可能です。

今後につきましては、学校が来年度の教育課程を編成する際の参考となるよう、授業時数の調整に関する取組事例の紹介や、編成方法に関する説明を行うとともに、速やかに保護者や地域住民等に情報提供を行ってまい

りたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、教議第74号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第74号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、住居表示の実施に伴い、小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。

改正の具体的な内容は、住居表示の実施により、大分市大字小野鶴、大字上宗方の一部区域の名称が「宗方台北、宗方台東、宗方台西」に、大字上野、大字永興の一部区域の名称が「上野丘二丁目」に、大字荏隈、大字永興の一部区域の名称が「深河内一丁目、深河内二丁目、深河内三丁目」に変更されることから、当該住所を含む通学区域の規定を改正し、住居表示の告示日である令和7年1月11日より施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、教議第75号「教育財産の取得の計画について」を議題とい

たします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第75号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

本案は、賀来小学校に係る土地の取得の計画についてご決定をいただこうとするものでございます。

賀来小学校のグラウンドの一部は、国の河川用地となっており、これまで占有の許可を受けて使用しておりましたが、国による河川区域の変更に伴い、当該用地が廃川敷地となることが決定いたしました。これに伴い、今後は占有許可を継続して受けることができなくなるため、当該用地を賀来小学校のグラウンド用地として取得しようとするものでございます。

なお、取得価格につきましては、現在、不動産鑑定評価を依頼中でございます。

また、国との土地の売買契約は管財課が担当し、その後、管財課から所管換により取得する予定でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第76号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第76号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」

社会教育課長

ご説明申し上げます。

本案は、明治明野公民館の運営審議会委員の任期が

11月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和8年11月30日までとなっております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

次長兼

教育総務課長

報告事項1点目「令和7年度大分市立幼稚園入園願書提出状況について」ご報告申し上げます。

令和7年度の市立幼稚園の園児募集につきまして、11月1日から15日までの間に各幼稚園で受付を行った結果、合計111名の方から入園願書の提出がありました。各幼稚園の提出状況につきましては、別紙のとおりとなっております。

このうち、5歳児が0名の豊府幼稚園、0名の戸次幼稚園、及び1名の坂ノ市幼稚園につきましては、平成30年7月に策定しました「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」の中で定められた「休園・統廃合基準」の「基準3」において、園児募集終了時点で4名以下の幼稚園は休園対象でありますことから、令和7年度は、今年度に引き続いての休園となります。

なお、休園対象幼稚園に願書を提出されている1名の方につきましては、早急に連絡を取り、こうした状況を説明したうえで、他の幼児教育・保育施設への就園相談を行ってまいります。

また、「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」により、南大分地区、大南地区及び坂ノ市地区につきましては、地区公民館区域内に市立幼稚園が1園のみとなるため、同基準の例外規定に従って休園といたしますが、次年度以降も園児募集は行っていく予定です。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長
次長兼
教育総務課長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項2点目「大分市教育ビジョンの策定について」ご報告申し上げます。

「大分市教育ビジョン2025」につきましては、今月5日に開催いたしました第4回の検討委員会において、「素案」がまとまりましたので、その概要及び今後の策定スケジュールにつきましてご説明申し上げます。

「1 策定の趣旨及び位置づけ」でございますが、本ビジョンは、本市の最上位計画である大分市総合計画の基本理念の実現を教育の分野から目指し、大分市教育大綱の趣旨を反映させるものとして位置づけており、本市教育行政の方向や施策を総合的・体系的に示すものでございます。なお、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としております。

次に、「2 基本理念」、「3 基本方針及び重点施策の体系」でございますが、基本理念及び6つの基本方針は、第9回の本委員会でご報告したとおりでございます。重点施策につきましては、幼保小の連携、小中一貫教育の推進に引き続き取り組むとともに、高等学校への進学や就職など将来を見据えたキャリア教育の必要性から、基本方針1に（5）「『縦の接続』による教育の展開」を新たに設定するなど、16の施策を設定しております。

なお、基本方針5「スポーツの振興」における施策につきましては、「大分市スポーツ推進計画」にて掲載することとしております。

次に、「4 検討委員会の経過」でございますが、これまで4回の検討委員会におきまして、具体的施策を中心に検討をいただいたところでございます。

次に、「5 見直しの概要」についてでございますが、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る中、ICTの日常的かつ効果的な活用など教員の授業力向上への取組等について記載いたしました。また、学校施設の省エネルギー化や空調設備等の整備、誰一人取り残されない学びの保障に向けた実効的・組織的な取組の推進、生成AI、教育データの利活用に係る取組について記載いたしました。さらに、人生100年時代の

到来による生涯学習社会の実現に向け、誰もが生涯にわたって学ぶことのできる多様な学習機会の提供や市民図書館のDX化についてや、地域ごとの魅力ある文化遺産を把握し、計画的に保存・活用するなど、文化遺産を生かした地域づくりについても記載しております。

最後に、「6 今後のスケジュール」でございますが、12月13日から1月14日までの1か月間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの意見を広く募集することとしており、パブリックコメントを反映させた最終案につきましては、2月上旬に開催予定の第5回の検討委員会にて検討した後、2月下旬の教育委員会にて議決をいただきたいと考えております。

なお、机上に「意見提出用紙」をお配りしておりますので、本日いただいたご意見以外にお気づきの点等ございましたら、次回の教育委員会の際にご提出くださいますようお願いいたします。データでもお送りいたしますので、そちらでご提出いただいても結構です。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項3点目「文部科学省『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果について」ご報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、毎年実施しているものでございます。

この度、文部科学省が調査結果を公表いたしましたので、公立小中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、本市の集計結果を、順次ご報告いたします。なお、義務教育学校については、前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めており、また、それぞれの調査結果につきましては、経年変化もわかるように過去の数値も掲載しており

ます。

2 (1) 暴力行為の発生件数の推移をご覧ください。

報告のあった暴力行為は、小学校157件、中学校58件で、合わせて215件でございました。前年度に比べますと、小学校では56件、中学校では11件、計67件の増加となっております。

暴力行為の増加の要因は、小学校の生徒間暴力において、「いじめの態様」のうち、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の件数が増加したことによるものであります。なお、国におきましても、小学校の暴力行為発生件数が過去最多となっており、その要因として、いじめの認知に伴うものや児童に対する見取りをきめ細かに行ったことにより把握が増えたものと分析しております。

次に、(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移をご覧ください。

小中学校合わせて対教師暴力が11件、生徒間暴力が192件、対人暴力が8件、器物損壊が4件でございました。生徒間暴力では、些細な事で周囲との関係が悪化し、自分の感情をコントロールできずに暴力に及んだ事案や、注意されたことに対して立腹し暴力に及んだ事案等が見られました。対教師暴力につきましては、小学校において、教師の指導に反発し暴力に至った事案、対人暴力につきましては、中学校において、他校の生徒から挑発行為を受けたことに立腹し、追いかけて、暴力行為に至った事案、器物損壊につきましては、小学校において、気分が不安定になり、物を振り回したり、投げたりして窓ガラスを破損させた事案等が見られました。

(3) 暴力行為に対する日常的な取組でございますが、暴力行為を繰り返す児童生徒及び保護者に対しては、警察や児童相談所等の関係機関と早期に連携しながら、再発防止に向け、粘り強い指導や支援を行っております。

次に、いじめの状況でございます。

まず、(1) いじめの認知件数の推移をご覧ください。いじめの認知件数は、小学校756件、中学校310件、合わせて1,066件であり、前年度と比較いたしますと、小学校では264件、中学校では102件、計366件の増加となっております。なお、いじめの認知件数の増加の要因

は、教職員の研修等を通じ、法に基づくいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談等を通じ、児童生徒や保護者からの相談の機会が増えたことなどによるものと捉えております。また、国におきましても、いじめの認知件数は過去最多となっており、その結果について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んでいると肯定的に評価しております。

なお、本市の1,000人当たりの認知件数は、28.2件となっております。

次に、(2) 学年別いじめの認知件数の推移をご覧ください。小学校では5年生が、中学校では1年生が最も多くなっており、小学校では、1年生から5年生まで学年が進むにつれて増加し、中学校では、学年が進むにつれて件数が減少しております。

次に、(3) いじめの態様の推移をご覧ください。

小中学校ともに、「冷やか・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が630件と最も多く、全体の59.1%であり、次に「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が226件の順となっております。なお、小学校では、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」が、中学校では「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷等」が増加しております。

次に、(4) いじめの発見のきっかけでございますが、小中学校合わせて、「本人の保護者からの訴え」が最も多い36.0%となっており、続いて、「本人からの訴え」、「学級担任やアンケート調査による発見等、学校の取組」の順となっております。

次に、(5) いじめの解消率でございますが、小中学校で認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているものは、796件、全体の74.7%であり、前年度と比較すると、7.4ポイント増加しております。また、いじめを認知してから3か月経過していない事案を除きますと、解消率は88.6%であり、前年度と比較すると2.7ポイント増加しております。

次に、(6) いじめに対する日常の取組でございますが、教職員に対しましては、「大分市いじめ防止基本方針」や「大分市いじめ問題対応マニ

ュアル」、各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」等を踏まえた研修の実施により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図っております。

また、児童生徒に対しましては、年2回の「hyper-QU」検査や定期的なアンケート調査、個人面談等により、児童生徒の実態把握はもとより、いじめの早期発見による積極的な認知に努めております。

続きまして、不登校の状況でございます。

不登校児童生徒数は全国的に増加しており、本調査の結果でも過去最多を更新しております。

(1) 不登校児童生徒数の推移をご覧ください。

小学校では586人、中学校では1,079人が不登校となっており、前年度と比較いたしますと、小学校で129人の増加、中学校で127人の増加となっております。増加の要因といたしましては、保護者の学校に対する意識の変化もございますが、これまでと同様に、学校生活への意欲の低下や生活リズムの不調、不安や抑うつ等によるものと考えられます。今後もさらに不登校児童生徒の背景を十分に把握し、個々の状況に応じた支援を行うことが必要であると考えております。

次に、(2) 学年別の不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では5年生が、中学校では2年生が最も多くなっております。なお、小中学校とも学年が進むにつれ、不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。

次に(3) 不登校児童生徒の出現率をご覧ください。

小学校においては2.32%で43人に対して1人、中学校においては8.61%で12人に対して1人という割合でございます。

次に、(4) 中1不登校の変化についてでございますが、小学6年生から中学1年生の不登校の増加につきましては、令和5年度は1.1倍となっております。これまでも小6から中1にかけて不登校が増加する傾向

(中1ギャップ)にありますことから、「OITA COCOLO PLAN」の取組の一つであります、年度始めの授業時数の削減や部活動入部や練習参加時期の見直しを進めるとともに、校区での小中連絡会の開催や

児童生徒支援引継ぎシートの活用を徹底してまいりたいと考えております。

次に、（５）不登校児童生徒への指導結果状況でございますが、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では１６９人、中学校では４０７人となっております。特に中学校では、令和４年度の３０１人から４０７人に増加いたしました。これは、本市の「大分市不登校対応マニュアル」に基づき、家庭訪問やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を含め、各学校が不登校児童生徒に寄り添った様々な支援を行った成果であると考えております。

次に、（６）不登校児童生徒について把握した事実をご覧ください。

令和４年度までは、「不登校の要因」として調査が行われておりましたが、令和５年度の調査では「不登校児童生徒について把握した事実」として調査が行われております。不登校児童生徒について把握した事実は、小中学校ともに、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が、最も多くなっております。

最後に、（７）不登校児童生徒に対する支援や新たな不登校を抑制する日常的な取組をご覧ください。本年７月に策定した「O I T A C O C O L O P L A N」に基づき、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指して、不登校対策を推進しているところであり、「h y p e r - Q U」の一層の活用による児童生徒理解、スクールライフサポーターによる校内支援ルームでの支援・援助の充実、一人１台端末等のＩＣＴを活用した学習支援等に取り組んでおります。

また、保護者との連携はもとより、エデュサポートおおいたや児童相談所等の関係機関と連携し支援に努めるとともに、フリースクール等の民間施設とも連携し、活動内容や支援の方法等について理解し、互いに連絡を取り合ったり、行き来し合ったりし、情報共有に努めてまいります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

本調査は、文部科学省から全自治体に対して毎年調査が行われているということでよろしいでしょうか。

学校教育課長 毎年、年度末に県、市を通じて各学校に調査を依頼し、次年度の上旬にその結果をまとめて県に提出、そして、国に提出しているものでございます。その後、例年この時期に国、県から結果が公表されております。

一番委員 他市のデータを見ることはできるのでしょうか。

学校教育課長 データは県や政令市別に公表されておりますが、その他市町村のデータまでは公開されていません。なお、大分県内では、小学校、中学校、高等学校ごとのデータはございます。

一番委員 データのトレンドはわかるということなので、学ぶべき点などがあれば、ぜひ生かしていただきたいと思います。

別件ですが、中学の対人暴力が8件とあります。傷害にもなりかねないと思いますが、この8件は関連があるのでしょうか。

学校教育課長 令和5年度は、特に対人暴力が増えております。状況といたしましては、校外に集団で出かけて、飲食店や商業施設で過ごしていた時に、他校の生徒とトラブルになったというようなものでございます。通報があり、警察等が介入した事例もございます。

一番委員 引き続き、指導をよろしくお願いします。

五番委員 暴力件数は複数回のようなのですが、指導が行われた場合は、その後は繰り返されずに止んでいるのでしょうか。

学校教育課長 令和5年度は特に小学校において増加がみられておりますが、小学校の傾向としては、1人の児童により複数件発生していることがございます。

五番委員 なかなか難しいケースもあると思いますが、どのように指導しているのでしょうか。教育委員会が介入するというような場合もあるのでしょうか。

学校教育課長 状況はさまざまであり、保護者とも十分連携を図る中、やはり関係機関との連携が非常に重要でございます。場合によっては、警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、また校内であればスクールカウンセラーも含めて連携しているところでございます。

四番委員 児童間、生徒間での性暴力については、この調査に含まれているのでしょうか。

学校教育課長 国の調査では、暴力は記載しております4項目となっておりますので、

該当すれば計上されます。

五番委員

性暴力は生徒間暴力とならないのでしょうか。

学校教育課長

内容により、計上される場合もございます。

四番委員

ニュースで、二次被害や学校の対応等について聞いたことがあります。性暴力に遭った直後は相談できなかったけれど、後になって、あれは性暴力だったというようなことにつながってしまうのではないかと思います。この調査とは別に、国で調査を行うなど動きがあれば教えてください。

学校教育課長

事案が発生した際には各学校から教育委員会に報告がございますので、状況については確実に把握し、状況に応じて関係機関にもつないで対応しているところでございます。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項４点目「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会について」ご報告申し上げます。

１１月１日の第６回検討委員会において、本報告書案について検討いたしました。

全国的な部活動の現状と、令和２年９月に国が示した地域移行の方向性を受け、本市でも検討を開始した経緯とともに、「１ 休日部活動の地域連携・地域移行」の中で国が示した移行の具体的な方策をまとめております。また、３ページからは「２ 大分市の状況と部活動の設置状況」としてまとめております。

６ページからは、国の方向性と本市の部活動の状況を受け、地域移行の取組を推進するに当たり、関係者の意向を把握するために実施したアンケート結果の概要をまとめております。対象は小学生とその保護者、中学生とその保護者、教職員となっており、報告書にはいくつかの項目を抜粋して掲載しております。

国の動向と本市の現状を確認し、アンケートにより関係者の意向を踏まえ、まとめたものが「４ 大分市における休日部活動の地域移行につい

て」でございます。

目的及び課題につきましては、第1回検討委員会で提示し、課題の解決を図りながら本市での移行を推進するための対応策及びスケジュールにつきましては、これまでの検討会議で協議してまいりました。

今後につきましては、部活動指導員と特別外部指導者の配置を拡充し地域連携による移行を進めるとともに、その指導者が将来的に受け皿となる団体の指導者となって指導できる体制の構築を可能な地域、可能な部活動から行っていくこととしております。

また、計画として、地域クラブ活動の運営方針、人材の確保、指導者への謝礼、受益者負担の導入について、当初の案に、協議してまいりました内容を加えて記載しております。

移行にむけた今後の運営体制につきましては、平日の学校部活動が当面継続することを踏まえ、各地の実証事業から国が示した運営体制を参考にしながら、教育委員会、学校、関係団体が連携して本市の状況に合った地域クラブ活動の運営体制を構築していくこととなります。学校教育活動の一環として行われる部活動、その部活動の教育的意義を継承する新たな地域クラブ活動、そして従来のクラブチーム等が、今後子どもたちがスポーツ・文化活動に取り組む場となっていくこととなり、検討委員からは、今後の指導者確保や総合型地域スポーツクラブや競技団体・文化団体等を統括する運営体制の構築等、本市における具体的な課題について今後も運営委員会で継続して協議し、地域移行の取組を進めてほしいといったご意見をいただいているところでございます。

今後につきましては、パブリックコメントを実施し、来年2月に教育長へ報告する予定としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項5点目「大分市生涯学習推進計画（第四次）の素案について」

社会教育課長

ご報告申し上げます。

今年度の大分市社会教育委員は、名簿に記載されている20名の方をお願いしております。

策定のスケジュールにつきましては、4月定例の本委員会にてご報告したところでございますが、5月、7月の社会教育委員会にて総論、基本方針、施策の体系を協議した後、9月には関係課、関係施設の職員からなる庁内連絡会議にて、各課・施設の社会教育に関わる事業一覧の確認等を行いました。その後、10月の社会教育委員会にて施策の展開を協議し、素案を作成したところでございます。

今後につきましては、12月13日から1月14日のパブリックコメントにおいて、市民の皆様からいただいたご意見を、1月、2月の社会教育委員会及び庁内連絡会議にて検討、調整し、2月の教育委員会に議案として提出する予定でございます。

続きまして、別冊「大分市生涯学習推進計画（第四次）」（素案）をご覧ください。

基本方針につきましては、教育振興基本計画等、国の方針を踏まえ、これまでの重点的取組を継続・進化させるとともに、第三次計画における課題や時代の変化に対応するため、中段からの白丸4つについて重点的に取り組んでまいります。なお、この白丸4つにつきましては、大分市総合計画の「今後の課題」に挙げている内容となっております。

次に施策の体系をご覧ください。

第三次計画の取組を「第1節 生涯学習支援体制の充実」、「第2節 学校、家庭、地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上」、「第3節 人権教育の推進」に整理し、それぞれに重点的取組を設けております。

各取組の「現状」、「方向性」、「重点的取組」の内容等を記載しておりますが、時間が限られておりますので、第三次計画における課題や時代の変化に対応するため、新たに記載した主な項目について2点ご説明申し上げます。

国の第4期教育振興基本計画の基本的方針に示されております「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育

の推進」を図るため、「2 誰もが生涯にわたって学ぶことのできる学習
機会の提供」の重点的取組として「①共生社会の実現に向けた取組」や
「②若者の活躍に向けた取組」を新たに挙げております。

「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」を図
るため、「1 地域活動を支える人材の育成や活用」の重点的取組とし
て、「地域学校協働活動の推進」に地域コーディネーターの配置について
も記載しております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは次に、教議第70号「令和6年度12月補正予算について」を
議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となります。傍聴の方はご退席ください。

次長兼 議案説明の前に議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育総務課長

教育長 どうぞ。

教育長 事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第70号「令和6年度12月補正予算について」ご説明申し上げま
す。

教育総務課長

はじめに、10款教育費についてですが、補正前の額は、195億1,
716万9千円でございますが、今回の補正額は、6億7,619万8千
円の増で、補正後の額は、201億9,336万7千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、
6億5,277万8千円の増で、補正後の額は、184億5,610
万3千円でございます。

まず、10款教育費の人件費の調整に係る補正予算の概要についてご説
明させていただきます。令和6年度の当初予算編成時においては、その年
の退職者の後任には大卒初任者の基準額で算定することや退職手当につい
ては定年及び任期満了の退職者数で算定するなど、例年どおり、一定の方
針に従い計上しておりましたが、人事異動やその後の職員の早期退職希

望、給与改定に係る調整等により、変更が生じたことから、その変更分をこの12月において補正を行おうとするものであり、6億5,277万8千円の増額でございます。

なお、予算編成上、人件費は主な事業ごとに計上するものであり、実際にはそれぞれの事業ごとに各人件費の変更分を補正しております。内容につきましては、教育委員会全体をまとめた形でお示ししております。

次に、債務負担行為の追加分についてご説明いたします。「中学校教師用指導書購入費」につきましては、令和7年度から使用する中学校教師用指導書について、令和6年度中に契約を行う必要があるため、令和6年度から令和7年度までの間、6,500万円の債務負担行為の設定をするものでございます。「大分市美術館特別展開催負担金」につきましては、大分市美術館特別展の会期の都合上、令和6年度中に覚書を締結のうえ、実行委員会を組織する必要があるため、令和6年度から7年度までの間、800万円の債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、繰越明許費の追加分についてご説明いたします。10款1項教育総務費の賀来小中学校施設整備事業につきましては、改修工事に伴い、一時教室をグラウンド内に建設することとしておりますが、9月上旬に実施した地質調査により、地盤改良が必要であることが判明し、年度内の履行が困難となったため、繰り越すものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第71号「大分市立学校職員の分限に関する条例及

び大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
教育総務課長

教議第71号「大分市立学校職員の分限に関する条例及び大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、刑法の一部改正により、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い、大分市立学校職員の分限に関する条例及び大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものです。

まず、刑法の改正についてですが、懲役とは刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰、禁錮とは刑事施設に拘置する刑罰です。両者の違いは作業の義務の有無となっておりますが、実情としては、禁錮に処せられた者のほとんどが自ら請願して作業についており、懲役と禁錮とを区別する意義が薄れております。

この度の刑法改正は、こういった実情をふまえ、懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑を新たに創設するものです。新しい拘禁刑については、刑事施設に拘置するほか、受刑者の改善更生のため、必要な作業を行わせ、または指導を行うことができることとされております。

条例の改正内容につきましては、刑法の改正により懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、大分市立学校職員の分限に関する条例第9条第1項及び大分市立学校職員の給与に関する条例第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中に「禁錮」と規定しているところを「拘禁刑」に改めるもので、令和7年6月1日から施行しようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第4回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第71号は原案のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第72号「大分市美術館条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

副館長兼 美術振興課長 教議第72号「大分市美術館条例の一部改正について」 ご説明申し上げます。

本案は、美術館の研修室使用料について、使用者の利便性の向上を図るため、口座振替による納付も可能となるよう、規定の整備をしようとするものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第4回市議会定例会での審議・決定を経て、令和7年2月13日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教報議第17号「令和7年度当初予算要求について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教報議第17号は原案のとおり承認する。)

次長兼 それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。

教育総務課長

教育長 予定されていた報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

副館長兼 (お知らせ)

美術振興課長 「大分市美術館冬の特別展について」

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

他に何かございませんか。

次長兼

今後の日程について御連絡いたします。

教育総務課長

１１月につきましては、明日２１日から２２日にかけて、熊本市への視察を実施いたします。また、２６日には、春日町小学校にて人権・同和教育の推進に係る教育懇談会を実施いたします。

12月につきましては、12月25日水曜日午後2時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時 20分 閉会)